

賃金支払実績確認表(出来高払制)

1. 奨励対象事業者名・賃金引上げ対象従業員の氏名

奨励対象事業者名	株式会社〇〇〇		
対象従業員の氏名	立川 花子	フルネームで記入してください。	(1人目)

2. 雇用形態

正規従業員 非正規従業員

3. 取組の実施形態

2、3は、該当項目に✓を記入してください。

臨時昇給 定期昇給に加算(定期昇給月: 月)
 賃金表の改定(ベースアップ) その他()

4. 賃金の状況

※支給申請時に提出する賃金台帳をもとに作成してください。省略記載は認められません。

※③歩合給には、最低賃金の対象となる賃金を計上してください。

(1) 引上げ前の賃金の状況(取組前直近までの引上げ前1年間)

	①	②	③	④	⑤	⑥=⑤/12	⑦=(①+②)/⑥+③/④
賃金計算期間 上段: 始期 下段: 終期	固定給 (最低保証額) (月給) (円)	毎月支払われる 諸手当 (円)	歩合給 (最低保証額) (月給)(※) (円)	月間総労働時間 (時間)	年間の 総所定 労働時間 (時間)	1か月の 所定労働時間 (平均) (時間)	時間 当たり 賃金額 (円)
R8.4.1	153,000	0	42,000	188	1,960	163	1,162
R8.4.30							
R8.5.1	153,000	0	42,000	205	1,960	163	1,144
R8.5.31							
R8.6.1	153,000	0	42,000	200	1,960	163	1,149
R8.6.30							
R8.7.1	153,000	0	42,000	198	1,960	163	1,151
R8.7.30							
R8.8.1	153,000	0	42,000	210	1,960	163	1,139
R8.8.31							
R8.9.1	170,000	0	45,000	220	1,960	163	1,248
R8.9.30							
R8.10.1	170,000	0	45,000	210	1,960	163	1,257
R8.10.31							
R8.11.1	170,000	0	45,000	190	1,960	163	1,280
R8.11.30							
R8.12.1	170,000	0	45,000	220	1,960	163	1,248
R8.12.31							
R9.1.1	170,000	0	45,000	210	1,960	163	1,257
R9.1.31							
R9.2.1	170,000	0	45,000	210	1,960	163	1,257
R9.2.28							
R9.3.1	170,000	0	45,000	210	1,960	163	1,257
R9.3.31							
⑧引上げ前の基準に従って支払われた時間当たり賃金額(⑦)の平均:							1,212

(2) 引上げ後の賃金の状況 (引上げ後2か月間)

	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯=⑮/12	⑰=(⑪+⑫)/⑯+⑬/⑭
賃金計算期間 上段：始期 下段：終期	固定給 (最低保証額) (月給) (円)	毎月支払われる 諸手当 (円)	歩合給 (最低保証額) (月給) (円)	月間総労働時間 (時間)	年間の 総所定 労働時間 (時間)	1か月の 所定労働時間 (平均) (時間)	時間 当たり 賃金額 (円)
R9.4.1	190,000	0	50,000	200	1,960	163	1,416
R9.4.30							
⑰引上げ後の基準に従って支払われた時間当たり賃金額 (⑰) の平均：							1,416

(3) 引上げ後の賃金の状況 (引上げ後1か月間)

⑱-⑧ 時間当たり賃金額の引上げ前からの昇給額 (60円以上)	204
------------------------------------	-----

5. 賃金の状況についての確認

- (1) 賃金に係る根拠規定 【就業規則】第 15 条、【賃金規程】第 3 条、【規程名： ■■■■規程 】第 7 条
- (2) 上記②、⑫の根拠条文 【就業規則】第 21 条、【賃金規程】第 25 条、【規程名： ●●●●規程 】第 5 条
- (3) 上記⑤、⑮年間の総所定労働時間の算出方法 = (1日の所定労働時間 8 時間) × (年間の総所定労働日数 245 日)
- (4) 時間当たり賃金額算出の際の年間の総所定労働日数 = 365日 - (年間所定休日数 120 日) = 245 日

※シフト制、変形労働時間制等の場合、年間所定休日数の確認資料として、年間休日カレンダーの提出が必要です。

※最低賃金の計算から除外される賃金は、時間外労働・休日労働及び深夜労働の手当 (定額としてあらかじめ定めている場合含む)、精皆勤手当、通勤手当等です。